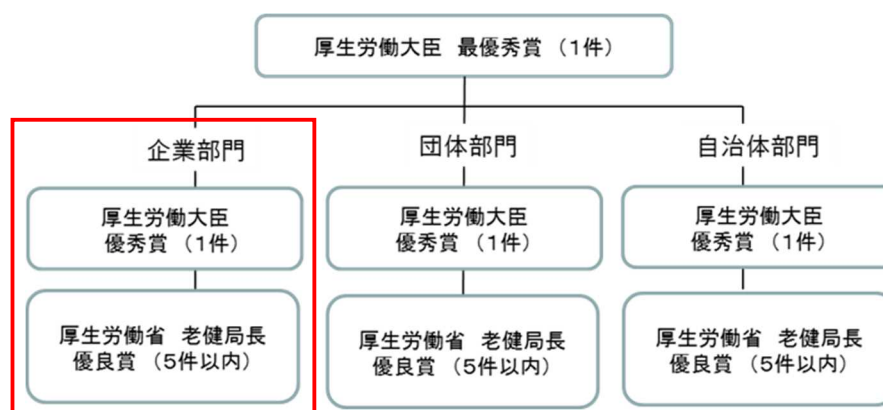


## 「健康寿命を延ばそう！アワード（介護予防・高齢者生活支援分野）」 における企業部門の応募について

### 1. 健康寿命を延ばそう！アワード（介護予防・高齢者生活支援分野）

介護予防・高齢者生活支援への貢献に資する優れた自助努力活動等を行っている企業・団体・自治体を表彰し、個人の主体的な介護予防・高齢者生活支援の取組につながる活動の奨励・普及を図ることを目的とし、平成26年度から、厚生労働省健康局の表彰制度である「健康寿命をのばそう！アワード」の募集対象を拡充・発展させ、介護予防・高齢者生活支援に係る表彰を行っています。

本表彰は、「企業部門」「団体部門」「自治体部門」に分かれており、これまで応募方法は都道府県や市町村からの推薦のみでしたが、令和4年度から「企業部門」に限り、企業からの自薦も可能としています。



### 2. 応募対象

都道府県又は市町村（以下、自治体）と連携し、介護予防・高齢者生活支援の優れた取組を行っている企業

※自治体の予算事業として実施している取組に限りません。

<連携の例>

- ・ 自治体と協定を締結している
- ・ 自治体から委託を受けている
- ・ 自治体の協議体やネットワークに参加している
- ・ 自治体の広報誌等で紹介された（広告を除く）

### 3. 応募方法

企業から自薦して応募する場合は、以下の手順とします。

- ① 調査票（別添2）を作成してください。

- ② 連携した取組を実施している自治体の担当部署に本アワードへ応募する意向を伝え、必ず自治体の了承を得てください。また、自治体以外に連携している組織・団体等がある場合は、必要に応じて、関係する連携先にも了承を得るようにしてください。

(※) 過去の事例として、応募者が取組の連携先に了承を得ず応募したところ、受賞決定後に、了承を得なかった連携先から「当該取組は全国的に実施している取組の一つであり、今回の応募者のみが受賞することは適切ではない。」旨の指摘を受け、受賞を辞退した事例がありました。このような事が無いようご注意ください。

- ③ 関係各所の了承を得た場合は、自己推薦書（別添3）を作成してください。

(※) 自己推薦書には、自治体の担当部署名等を記載が必要です。

- ④ 調査票と自己推薦書を電子メールにて、以下の提出先に直接提出してください。

(※) 都道府県等に提出しないこと。

**4. 提出先** (※) 本事業は、株式会社ツクルスに委託して実施します。

健康寿命をのばそう！アワード事務局

介護予防・高齢者生活支援分野（株式会社ツクルス内）

MAIL：kenkoujumyou-award@tsukurusu.com

TEL：03-6914-6004

**5. 参考**

○厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/yobou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/yobou/index.html)

○健康寿命をのばそう！アワード

<https://www.smartlife.mhlw.go.jp/award/11/>